

第 2 回消費生活審議会 委員からのご意見と対応

	意 見	対 応
目指すべき消費者像	・「はじめに」の最終部分に目指すべき消費者像に関する記載を追加してはどうか。(P1)	P 1 後半部を追記
	・掲載位置を章の冒頭に移動してはどうか。(P25)	第 3 章冒頭に移動(P19)
方向性	「方向性」の記載は後半に移動してはどうか。(P21)	第 4 章冒頭に移動(P23)
エシカル消費	・消費行動が社会に与える影響等を強調した記載を追加してはどうか。(消費行動が社会、地球環境を作る)(P37)	追記(P37)
	・エシカルの啓発にあたっては、消費者団体、市町村、事業者、学校等が連携していくことを追記してはどうか。(P37)	
	・持続可能な社会の形成についてダイジェスト版にも大きく掲載すべきである。(資料 2)	資料 2 概要版(課題、施策)に追記
担い手	・くらしのアドバイザーや消費生活推進リーダー、コーディネータなど担い手と名の付く職が多すぎるのではないか。これで本当に啓発できるのか。	・第 4 章 4 (1)「地域人材」に必要性を追記(P33) ・第 6 章指標に内訳を追記(P42)
若者層への消費者教育	・本県は他県に進学や就職する例が多いことを踏まえ、高校生までにしっかり消費者教育をすべきである。 ・県外の暮らし方などについて教育しておくべきである。 ・これからの消費生活は道徳と近くなる。加害者とならないような教育も並行して行う必要がある。 消費者教育は家庭での教育が基本。学校にばかり任せるわけにはいかない。	・学校教育の充実に加え、教育委員会や学校、弁護士会等と連携して、県外での一人暮らしを想定しながら、できるだけ多くの生徒が 3 年間で概ね 1 回は出前講座を受講できるよう積極的に取り組んでまいりたい。 ・PTAに対しても講座の受講を働きかけたところであり、受講いただけるよう引き続き情報提供してまいりたい。
エシカル	・エシカル消費について、事業者が売りやすい環境を作る必要。 ・エシカル消費の意識を啓発し、事業者が積極的に商品を陳列するよう働きかけが必要。	・県民向け啓発を行い、県全体でエシカル消費の必要性への理解が深まるよう取り組んでまいりたい。 ・また、県民のエシカル消費関連商品等のニーズを高めることにより、事業者がエシカル消費について取り組みやすくなるよう環境づくりに努めてまいりたい。